

弱年層について、全員に配るということではなく、5月30日の資料の後ろの方にありましたけれども、アメリカ、イギリス、カナダのように、請求があれば通知を出すという請求主義にしていただければというのも1つの考え方だと思います。

それから、非常に具体的な話ですけれども、理解を深める方法の1つとしては、だれでも疑問を持ったときだとか、興味を持ったときに、正しく答えをもらうことが大切であると考えます。社会保険事務所の皆さんには御苦労であると思いますけれども、58歳になってから来てくださいというような、木で鼻をくくるような回答ではなしに、何歳の加入者が問い合わせに出向いても、今の仕組みの中でできるだけ前向きで、好意を持って対応に取り組んでいただければ、随分不信感が払拭されてくるのかなと思います。

次に、年金制度というのはそもそも就労期間に拠出しまして、退職後に給付を受けるという非常にシンプルな仕組みが望ましいわけです。これまでの経緯もありまして、現行制度は非常に複雑になっております。この複雑さが年金制度の理解を困難にし、年金不信を助長しているのだという見方もできますし、これらを勘案しまして、抽象的で申し訳ありませんけれども、今回の議論、このまとめの中で全体について感じることは、理解しやすい制度とか、簡素化という観点でのまとめをもう一度考え直していただきたいと思います。以上です。

#### ○宮島部会長

ありがとうございました。審議整理メモの目次でございますが、先ほど堀委員がお話になりましたように、制度の理解を深める仕組みというのは、国民年金保険料の徴収の後になると思います。その場合に柱の立て方としては年金の業務体制ということでくくってはどうかと思います。その場合には、厚生年金の業務についても論点としてあると思います。つまり労働保険と社会保険の徴収一元化だと、あるいは短時間労働者に対する適応拡大を進めていく上で、効果的な方策を考えるということもその中にに入る気がします。

「基本的な視点」の中に、先ほど来いろいろ御意見が出ておりますが、一言で言えば世代間、世代内の公平を図るということだと思いますが、特にやはり世代間の公平を図るというのは、大きな柱ではないかと思います。これは、給付の抑制、あるいは保険料負担の上限固定でできるだけ世代間の不均衡を是正するという方向の中で、私としてはそういう提案をしているつもりであります。

それから、制度の体系ですが、少なくとも我が国では税法式を採用した場合には、所得調査なり、場合によれば資産調査が入らざるを得ないと理解しております。これは現実に、社会保障の現金給付の中で、税で支払われていながら所得等の要件がないのは恩給などごく限られています。

公助、自助、共助の関係ですが、私の整理では、自助というのは将来の不安に対して個人で備える、公助というのは、社会保障で言えば国家責任ということだと思います。それに対して共助というものは、将来の不安を持つものが個人だけで備えるのは難しいから、将来不安を共有する者同士が集団をつくって支え合うという仕組みでありますと、社会保障はまさにそういうものだと思っております。

保険料の凍結の解除は不可避だと、どうしてもやっていただきたいと思いますが、一番国民にわかりやすい方法としては、既に厚生年金においては単年度収支がマイナスになっているという事実だけは周知徹底することで、そうすればおのずから結論は出てくるだろうというふうに思います。

保険料負担の上限ですが、我々は厚生年金の保険料負担の上限について、ヨーロッパ諸国等との比較からこの程度はというふうによく議論するのですが、医療・介護保険の負担も併せて考えるという書き方がここにありますが、むしろ社会保障負担全体としてみるとどうかという考え方になるのかなと思います。

ます。社会保障負担全体としてみると、今のヨーロッパ諸国よりは現状では低い、将来においても決して高くないということも事実だろうと思います。

先ほど堀委員からの御発言にありました、やはり基礎年金の水準論をきちっと踏まえておく必要があると思います。税法式にすると、最低生活水準に抑制せざるを得なくなるという表現がありました、今の基礎年金の水準は、それ以下になってしまう可能性が高いわけでございます。つまり最低生活保障水準というのを生活保護基準ととらえますと、65歳時点の基礎年金の水準は、かろうじて高齢単身者の生活を基準に見合っていると見ることができます、生活保護基準というのは国民の消費の伸びに応じて改定されるのに対して、65歳以上の年金は物価スライドでございますから、むしろ最低生活保障水準以下に落ちる仕組みに今なっているわけで、この辺は一度基礎年金のあるべき水準というのはどうなのかということを踏まえる必要があるのではないかと思います。

短時間労働者に対する適応については、やはりきちっと実行性が確保される方策を考えないと、国民年金1号グループの空洞化問題と同じ問題を引き起こす可能性があるということでございます。これは現実に、現在のシステムの下でも必ずしも万全な体制になっていません。その問題は更に拡大する可能性があるということです。短時間労働者の適用拡大に当たっては、1号被保険者の保険料とのバランスというのは、大きな視点として必要ではないかと思います。これは1階と2階の財政を透明化すべきだという御主張とも関連するわけでございます。1号グループより低い保険料で、1号グループより高い給付というのはやはりあり得ないのでないかと思います。

渡辺委員の御発言ですが、障害基礎年金プラス老齢厚生年金という組み合わせも考えるべきということですが、昭和60年改正で年金の併給調整に関しては、1人1年金ということで整理したわけです。それが老齢と遺族の間で崩れ、更にこういった渡辺委員のような御意見が入ってきております。この意見に関して私は賛成ですが、この際併給調整についての考え方を整理しておく必要があるのではないかという気がいたします。

女性と年金の問題については、これも何人かの方の御意見がありましたけれども、やはりいろいろな意見があったというだけでは、これだけ議論をしてきて審議会は一体何をしてきたのかと言わわれかねないと思います。ですから、この問題というのは、特に非常に多くの方が関心を持っておられるわけで、いろんな意見があって、結局この3号問題は結論が出ませんでしたというのは、行政としてはいい逃げ道かもわかりませんが、我々としては困ります。私自身は将来的には個人単位の方向であるということを確認した上で、当面それに向かう過程において、年金分割を取り入れるということで、何とか合意が得られればと願っております。以上でございます。

#### ○神代部会長代理

個々の点については、いろいろ御指摘がありましたので、私は基本的な視点の書き方のことで希望を申し述べさせていただきたいのですが、ここに5つ掲げられている基本的な視点は、それぞれ大変適切だと思いますが、山口委員などから御指摘があったように、やはり広い世論に対する説得力のあるものにするにはどういう書き方をするか、その書き込み方が一番問題ではないかと思います。やはり私はこの部会の冒頭、始まったときにも申し上げたと思いますが、今回の年金改革ではこの世代間の助け合いという伝統的なプリンシピルと、世代間の公平という比較的新しいプリンシピルとのバランスをどのように取るかということが一番大切ではないかと思いますので、そういう考え方方が伝わるような書き方を工夫していただきたいと思います。

タウンミーティング等、いろいろ参加させていただきました印象で申しますと、この部会は各界を代

表される方が出でいらっしゃるわけですけれども、世代的に言っても、それから財界、労働界、学界でも、あらゆる層を代表されているわけでは決してないわけで、この部会の中で議論されたことが勿論中心になることは当然でありますけれども、この部会に直接参加されてない世論をも説得できるようなスタンスというものが非常に大事ではないかと思います。

そういう点で、1つは理論的な観点、もう一つは基本的視点の最後に書かれている就労形態やライフコースの多様化に対応した年金制度の在り方についての考え方、この2点が非常に大事だと思います。例えば、理論的な問題に関しても、国際的にも国内でも専門の年金学者の間で、10年前とこの2、3年では、理論的な考え方すっかり変わっているわけです。ところが、世の中では必ずしもそういう理論的な考え方の大きなシフトがあったことが理解されていないまま、10年前の考え方で相当強硬な議論が主張され続けている面もあるように思います。この年金部会の意見書は学会の報告ではないので学会だけ意識する必要はありませんが、学界がかつて10年前に主張されたことの影響が、いまだに世論に対してはものすごい影響を与えていて、例えば世代間の負担の不公平についても、大新聞に私から見ると非常に一方的で間違った理解の記事がつい最近も出ておりましたし、そういうことも含めて、やはり部会としてこの10年来の公的年金を巡る議論で、支持されていることと、支持されなくなったこと、そういうことも念頭に置いて、しっかり説得できる内容にしていただきたいと思います。

もう一つは、ライフコースの多様化というのは比較的新しい表現ですが、指摘されていることは大変重要なことだと思います。例えば、最近の労働力調査の、昨年の第4四半期の数字を見て非常にショックを受けているのですが、女性だけ取りますと既に非正規労働者、パート、アルバイトの数が50%を超しております。短期間に非常に急激に多様化が進んできていると思います。多様化に対して対応できる年金制度でなければならないということは、随所に指摘されているとおりありますが、やはり個々の政策を変更する場合に、雇用形態の多様化が、従来は我々が考えていたより相当加速的に進んでいるということを、どういうふうに取り入れるのかを十分配慮していく必要があると思います。

また、育児支援は少子化対策と並んで大変重要な柱だと思いますが、最近の労働経済の国際的な研究動向などを見ていますと、やはり生まれてから1年間の育児を母親が直接することが大変に重要だということが、100%論証されているわけではありませんが、非常に強調されていると思います。ですから、働く女性が増える中で、やはり育児休業が取れるかどうかということは、かなり今後の社会の人間形成に大きな影響を与える問題なので、是非そういう最近の、日本では余り実証研究がありませんが、欧米の実証研究も是非参考されて、育児対策について十分な配慮をしていただきたいと思います。

#### ○宮島部会長

一通り本日御出席の委員の方から御意見を承ったわけですが、少し補充をされる方があれば、どうぞ。岡本委員、どうぞ。

#### ○岡本委員

言葉の問題ですのでこだわりませんが、冒頭で「～すべき」ということと、「～が望ましい」とか、「必要」とか、あるいは「意見」ということについて、高橋課長の方からコメントがありました。その点からいいますと、短時間労働者に対する厚生年金の適用のところですが、私は雇用労働者としての均等待遇の観点から基本的に必要であるという考え方にも賛成ですし、短時間労働者の厚生年金の適用拡大は望ましいというか、すべきであるという方向であることも私は支持したいと思っておりますが、適用拡大については、雇用への影響、特定業種への影響、それから先ほど山崎委員から御指摘もありました事務負担、あるいは実務が伴うかどうかなど、ある意味では社会的インフラの整備も含めた負担の増

加等を最小限に包括的な取組と併せて慎重に検討すべきとの意見ということですが、これに対する反対の意見はありません。これは恐らく雇用への影響は、労働組合の皆さん方も、学識経験の皆さん方も心配されるでしょうし、特定業種の影響について現実的にござりますし、事務負担の問題、あるいはインフラ整備については、これはきちんとしないと、逆にせっかく適用を拡大しましても混乱を起こすことになりますから、ここについては慎重に検討をしなければならないということではないかと理解しておりますので、こだわりませんけれども、申し添えておきたいと思います。

○宮島部会長

ほかに特に御意見ございますでしょうか。矢野委員どうぞ。

○矢野委員

積立金のところですが、将来の保険料負担を考えると、現在の積立金を取り崩すことは責任ある対応とは言えないと断定しているのですが、少しこれは言い過ぎではないかと思います。

積立金の在り方については、全体の年金保険の体制を考える中で、やはり柔軟に取り込むということが必要なのではないだろうかと思いますので、その点を追加しておきたいと思います。

○宮島部会長

ほかにいかがでしょうか。それでは、今日御欠席の委員の方も含めて、この審議整理メモについて御意見をいただいてまいりましたが、1つは、まず最初の基本的な視点は従来こういう形で始めに提示してやってきたものですから、意見がある程度整理されなければ、そこから戻って、もう一度基本的な視点というのはどういう形で再構成をするかという問題は恐らく出てくるであろうと思います。

先ほど特に、皆年金制度というのは、保険を前提にした考え方なので、どういう形で書くかは別にして、現在のようなすべての人を対象にしたような年金制度を考えるということも、今の国民年金で起こっている問題を少し念頭に置きながらここに書き込んだらどうかというお話をございました。

それから、世代間の公平という言葉は、ここには直接出てまいりませんが、ここに述べられている幾つかの基本的な理念の中で、もう少し幾つかの意見をとりまとめるに当たってどういった問題解決に関連していくかについて、例えば世代間の公平とか、こういうところに関わってくる問題であるとか、あるいは持続可能性とは一体それはどこに関わることになるのかというようなことについて、少なくとも今の委員は恐らくある程度、今までの議論で皆さん御承知かと思いますけれども、これが公になる場合には、国民に向かって、それがどういうことになるのかということについても少し注意して書く必要が恐らく出てくるのではないかと思います。

もう一つは、今お聞きしておりますて、こういうことが望ましい、あるいはこういうことに大方の意見の集約が見られる、あるいはこうするべきだというときと、その意見との間に、そういうことを考える上で的一種の条件としてこういうものを念頭に考えておくべきだというような意見の2種類あるような気がいたします。ですから、要するに今まで全部よろしいということは、なかなか今の社会的な制度ではないわけで、例えばきちんと保険料の徴収がなされることが前提であれば、社会保険制度というものを基本的に考えることは望ましいという意見になるだろうと思いますし、そのような書き方としては、箇条書きでインパクトのあるものになるのは難しいかもしれませんけれども、しかし、その関係がよくわかるような形で少し書き直す必要があるのかという気がいたします。

それから、全体の整理の仕方の中で、もう一つ、特に制度の理解を深める仕組みの位置でございますけれども、これは今回、勿論具体的な中身についていろいろ御議論がございましたけれども、今回の年金部会の議論の中での、基本的な視点ということも含めて重要な点でありますから、ここをどうやって

扱うかということに関しては、場所として、比較的これは上方に持ってきてているわけですが、年金行政の在り方なども含めて、その中で一緒に扱うというような考え方も、今、一部の委員の方から示されておりまして、理念としては基本的視点に持つべきながら、やや具体的な議論の仕方については、年金制度の一元化の問題でありますとか、特に若い世代に対してきちんと必要に応じて通知できるようするような仕組みをどうやってつくっていくかということもございますので、これは行政の中で取り上げていくという意見が出ましたが、これについては目玉としての出し方と、それを具体的にこの中で触れていく場所の置き方については、少し検討をしてみたいと思います。

それから障害年金の記載場所ですが、実は最初の原案のときに、その他という項目があつたのですが、私はその他という項目は余りに失礼だと言って、幾つかまとめて最後の方にやつた問題を、その他諸問題と、しかしその他という表現は余りにも関係者に失礼でありますから、きちんとした位置付けはしなければいけません。かといって、全体のボリュームからいって、一つひとつを個別項目としてとらえるのは難しいので、主たる論点はどこにあるのかということを含めて、今回、支え手のところに置いたわけです。あるいは女性と年金についても、何もこれは女性だけではないのですけれども、主として女性に関わってこれまで議論されてきましたし、この年金部会の前の委員会もございまして、こういう言葉を使っておりました。ですからここでは女性に主に関わる4つの問題をそのまま取り上げてきたという整理の仕方をしてきたわけですが、なお、本日、具体的な整理の仕方について1つ提案がございました。特に基本的な考え方を、もう一度全体の整理を反映させるような形でどうするかについては一工夫しなければいけないだろうというご提案。それから、どうも御意見を伺っておりますと、大きな項目にやや前文的なものをつけた方がいいのかと、つまりすぐ個別の問題に入ってしまいますと、その全体がどういう調子で書いているのかというのが少しわかりにくいというので、時間が非常に限られているものですから、私、事務局も含めてやりたいと思いますけれども、それぞれの大きな項目のところに、以下検討される項目の基本的な考え方、それぞれの項目に基本的な考え方というようなものを入れて整理した方がわかりやすいのではないでしょうか。そういたしますと、先ほどの給付と負担という話は、今回リンクさせて議論するという特徴でありますけれども、給付と負担の議論というのは、やや文章が長くて分かりづらいので、その鳥瞰図のようなものが書けないかということを考えたいと思います。

もう一つ、恐らく一番難しい点がございます。この整理で申しますと、公的年金制度の基本的な考え方・体系から給付と負担の在り方へのつなぎ方の問題でございまして、多くの方から御意見がございましたように、今後の年金制度の在り方について、今回かなり議論をしてきたわけでありますけれども、経済情勢などを考えた点を制約の下でこういう方向を今回の改革を考えることでありますけれども、しかし、今後どういう方向性を考えていくか。もちろん、その方向性というのは、実は幾つかの条件を付けなければいけませんで、今後雇用の在り方でありますとか、家族の在り方ですとか、そこまで我々が2050年とか2060年、非常に長期になった場合を見極めながらというのはなかなか難しいと思います。ただ、今後こういう将来の経済の変化の下においては、こういう方向性を検討していくべきであるというような形で、その方向性というのは出しておきたいとは思っております。

ただ、今までの御意見を伺って皆様もお気づきだと思いますが、特に基礎年金の在り方を巡る議論と、それから一本化への議論というものが、将来の方向性として、少なくとも現在のやり方も改善しながらという1つの方向性であります。それを加えて、そういう2つの議論が出てきているわけで、そのところはもう少し理念と考え方、あるいは現状でなぜ詰め切れないかというようなことも含めた点を触れた上で給付と負担の在り方に移っていくというところを少し工夫したいと考えております。

全体として大きな点では、そういうところであると思われますけれども、特に御意見の中では、先ほど幾つかございましたように、望ましい、必要である、すべきである、～という意見があったというようなことについて、今日の御意見を踏まえて、皆さんの御意見を全部受け入れるというわけにはいかないかもしれませんけれども、そのところももう一度見直したいと考えております。

今回、まとめの中で特に不足していた点でいいとすると、基礎年金の水準の問題について、もう少しきちんと触れておくべきだという議論がございましたので、それについても併せて考えたいと思います。

積立金の件につきましては、積立金の問題とその運用の在り方という議論がございまして、運用の問題については、別のところで少し個別に教育資金の貸付問題などが出てくるわけですが、そういう点についても少し場所を設けて触れておく必要があるだろうと思います。ただ、そこは少し意見が分かれているということは、今までの議論でお気づきの点であろうと思います。ほかにも今伺っておりますと、非常に難しいなと思ったのは、ほかの社会保険との全体的な関連で社会保障負担の将来をどう考えるかという話もございましたし、それから社会保障審議会の場合には、決して社会保険だけで扱ったわけではありませんで、公的扶助でありますとか、社会福祉も扱っておりますから、もう少し全体の議論の中で、幾つかの意見なり考え方を示したわけでありますが、年金制度の議論としては、全部見渡してというわけにはいかないかもしれませんけれども、少なくとも社会保険関係の社会保障負担の在り方についての議論までこのようになるのではないかということがあります。

それに対しては、国民負担率、あるいは潜在的国民負担率との関係の議論で、今度はそういうものに対して別の議論も出てくることがあると思いますので、その辺は幾つか最後のところが非常に重要な問題ですけれども、今のところ非常に短く整理されておりますので、その辺のところは今日の御意見も含めて、もう少し書き込む必要があるのではないかと考えております。

それと、これは年金部会としては、厚生労働大臣に対して意見書を提出するという形にはなるわけでございますけれども、我々は必ずしも政治の世界や何かの動きの中を見ながら議論してきたわけではなくて、年金制度が将来どうあるべきかということで議論してきたわけでございますから、それは同時にここでの議論がどれだけ真摯に行われて、どういう方向性が出たかということに対しては、国民に対して知らせる義務もございますし、恐らくこの前の対話集会ですとか、公聴会におきましても、かなり厳しい御指摘、御意見があったということは皆さんも御承知だと思います。ですから、年金部会での議論だけではなくて、先ほども御指摘がありましたように、いろいろな世論調査、意識調査、あるいは対話集会等において出されました議論に対して、やはり年金部会としてはそれぞれ目配りをしているということも同時に示してございますので、そういう点では少しこの内容について、そういう点を含めた記述が足りないという御指摘であれば、そういう点を少し配慮しなければいけないだろうと考えております。

私はざっと聞いておりまして、いずれにしても、それをどうやってこなすのかというのは、なかなか難しいわけでありますけれども、特に次回は来週の 28 日に予定をしておりますが、そこまでに今日皆様方からいただきました御意見、それから欠席された方の御意見も含めて、なるべく御意見を尊重する方向で考えて、また再度の修正、とりまとめに入りたいと思っております。

それで、今日皆様からいただきました御意見について、今回は特に次回に向けてもう一度議論する時間的な余裕がございませんので、今日いただいた御意見を基にして、審議整理メモのバージョン 2 を来週の年金部会に提出し、そこで更に議論を詰めていただきたいと考えております。

大体そのような手順で今後進めてまいりたいと思いますけれども、何か今後の手順なりについて御意

見がございますでしょうか。

それでは、まだ少し時間が残っておりますが、今日はとりあえず一通り御意見をいただきて、我々もすぐ次の作業に入る点がございますので、少しでもお時間をいただければありがたいと思いますので、今日の審議整理メモを中心とした御意見と御議論は今日のところはこれで終わらせていただきまして、次回以降のことにつきましては、総務課長からお願ひできますでしょうか。

○高橋 総務課長

次回は、今月の 28 日 10 時から、この場所で開会の予定をいたしております。審議の内容につきましては、今し方部会長から御説明があったとおりでございます。

それから、多少今までお話がありました点について、私ども作業を進めておりますが、宿題になっております事項についても、できれば資料提出をいたしたいと思います。

食事を用意しておりますので、委員の皆様方は、しばらくこの場所でお待ちいただきたいと思います。

○宮島部会長

それでは、どうもありがとうございました。